

新見市木造住宅建築業者支援事業補助金 概要

趣 旨

木造住宅の普及促進と品質の安定した新見産材の使用を推進することで、新見産材の需要拡大による市内の木材産業及び建築業の活性化、市内の森林整備の促進を図る。

対 象 者

①新見市内において下記補助対象住宅を供給する新見市内の建築業者（大工・工務店等）

補助対象

①市内に新築する1戸建て木造住宅

- ・延べ床面積70平方メートル以上（建売住宅も含む）
- ・使用する主要構造部材の材積のうち、新見産材が70%以上（うち乾燥材が70%以上）

②主要構造部材及び内外装材等にも新見産材を1立方メートル以上使用して増改築する住宅

※1戸建て木造住宅 台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができる住宅

※主要構造部材 土台、柱、間柱、梁、桁、母屋、棟木

補助金額

①新 築 1戸あたり 20万円

②増改築 1立方メートルあたり 2万5千円（上限：20万円）

認定申請 （新築は棟上げ日の10日前、増改築は着工の10日前までに提出）

①申請書（様式第1号）

②建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する確認済証の写し又は建築工事届の写し

③住宅の平面図及び位置図。増改築の場合は、新見産材使用箇所が分かるように色塗りの平面図

④新見産材使用確約書（様式第2号）

完了報告 （住宅完成後10日以内に提出）

①完了報告書（様式第4号）

②新見産材使用届出書（様式第5号）

③対象となる新築住宅又は増改築部分の完成写真（内外観複数枚）

④使用木材納品書（増改築の場合）

⑤その他市長が必要と認める書類